

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「人権」と「権利」についてお伝えします。

世界人権宣言ってなんだろう？

世界人権宣言は、1948年12月10日に第3回国際連合総会で採択され、その後、1950年第5回国連総会で毎年12月10日を「人権デー（人権の日）」と定め、加盟国などに人権思想の普及・啓発のための行事などを実施するよう呼びかけています。日本もこれを受けて、毎年12月4日、10日を「人権週間」として、全国的に人権意識の高揚を図るための啓発活動が展開されています。

世界人権宣言は、第二次世界大戦がもたらした悲劇、苦悩、破壊への深い反省からうみだされた「二度と戦争を起こしてはいけない」「差別を撤廃し、人権を確立することが恒久平和に通じる」という誓いが込められ、また、すべての人々の人権を守ることを公的に明らかにした宣言です。宣言文は前文および30条から構成されており、前文では「すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準」と宣言されています。

世界人権宣言の内容は音遍

的なもので、世界における人権の基準として、その後の世界における人権擁護、差別撤廃への取り組みに大きな役割をはたしてきており、各国の憲法や国内立法法そして裁判判決などにも多大な影響を与えています。

日本は、1956年に国連に加入し1979年に「国際人権規約」を締結した後、「難民条約」（1981年）「女性差別撤廃条約」（1984年）「子どもの権利条約」（1994年）「人種差別撤廃条約」（1995年）「拷問等禁止条約」（1999年）など、国連が採択した12の国際人権条約を締結してきました。世界人権宣言や人権関係条約により、国際人権基準が設定されただけでなく、その基準が現実的に守られるように、国連は国際人権条約締結を各国に求め、締結国には実施状況に関する定期的な報告をもとめています。

ウィーンで1993年、大規模に開催された世界人権会議では、21世紀への指針となる「ウィーン宣言及び行動計画」が採択され、その中には

国連人権高等弁務官の設置や全世界的に人権教育に取り組みむことが盛り込まれました。国連は1995～2004年を「人権教育のための国連10年」として提起し、その後は「人権教育のための世界プログラム」として引き継ぎ、人権文化構築の取り組みを展開しています。日本においても、「人権教育・啓発推進法」（2000年）が施行され、国レベルでの人権教育・啓発基本計画が策定されています。

人権保障を確保するため国連には様々な機関が設置されていますが、2006年6月に第1回人権理事会が開催され、世界の人権状況を監視する国連総会の補助機関として新たに設置された人権理事会是、経済社会理事会の機能委員会であった人権委員会を格上したもので、日本など47カ国で構成されています。

最近では、「障害者権利条約」を2006年に採択し、20カ国の批准を経て2008年5月に発効されています。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。

役場 人権対策課